

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年7月6日（月）10:10～10:36
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

福岡市

<関係省庁>

- 山下 恭徳 文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室長
片見 悟史 文部科学省初等中等教育局教職員課専門官

<事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

内閣官房日本経済再生総合事務局

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人英語教諭の採用
- 3 閉会

○藤原次長 少し時間が押してしまいましてすみませんでした。10時からの予定だったの

ですが、すみません、遅れました。

外国人英語教諭の採用の件ということで、文科省の方々においでいただいています。

このほかにも請負か派遣かという議論もあったのですが、今日はそうではないということですね。外国人の英語教諭の採用の件についての御説明ということでございます。

それでは、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○山下企画室長 文科省教職員課の山下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

お手元に福岡市のほうから御提案いただいております追加提案検討用調書のところを御覧いただければと思います。

全体を私のほうから説明させていただきますけれども、外国人英語教諭の採用に関する御提案をいただいている、⑥のところ「提案する措置の具体的内容」ということとございまして、外国人英語教諭の採用ということで「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」と、こちらは私どものほうで通知という形で出してございまして、今日の参考資料の中にも配付をさせていただきます。こちらのこのような資料でございます。

この資料の中で「付加的観点とされている外国の教員資格の保有等を、『教科に関する専門的な知識経験又は技能』を確認するための観点として示されている授業経験時間数や勤務経験等と同等に扱う」ということと、あと「『社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見』を確認するために必要とされている『推薦状』は、実際には取得困難であることから削除し、都道府県教委の面接等に替える」という2点の御提案がされておるところでございます。

1つ目の点でございますけれども、今、御覧いただきました平成26年6月19日ということで、当課の課長名で各都道府県教委等に出しております通知でございまして、特別免許状という、通常、免許状を持っていない一般社会人の方で、専門的な知見をお持ちの方につきまして、通常、免許状は先生方も御案内のとおりで、大学の教員養成学部等で必要な単位をとって、その上で免許状を取得するわけでございますが、そうではなくて社会人の方で学生時代に教職に関する科目等をとったことがない方でも専門分野の知見があるということで、そういう方につきまして免許状を授与する権限を持っております都道府県教育委員会の判断で教諭の免許状を出せるという制度がございます。

これは昭和63年に創設されたのですが、ただ、実は後ろに他の資料でも、1枚紙でございますけれども、「特別免許状制度について」と授与のデータ等がついてございます。こちらを少し御覧いただければと思いますが、その授与件数のところにもございますとおり、これは年間の全国の授与の件数でございまして、50件程度ということで、比較的活動が低調な状況になってございます。その大きな要因の1つとしては、都道府県が特別免許状の授与の基準を設けて、都道府県自身が免許状を授与されることになるわけですが、

授与の基準が、例えば専門的な職業について10年ぐらい経験をしている者あるいはある競技会で全国で3位以内に入ったとか、かなり高いということもございまして、もう少し特別免許状制度を活用いただくために、この程度の水準でも授与が可能なのですよということをお示ししようとして、参考までに出ささせていただいたという内容でございます。

2枚めくっていただきますと、指針の概要が添付されてございますけれども、こちらの中の主な基準といたしまして、概ねこの程度を満たしていただければ出せますよということで、1つは【主な基準】の(1)でございますが「教科に関する専門的な知識経験又は技能」をある程度備えているということで、①ということで、この辺は従来も各都道府県が免許を授与するときに余り考慮されていなかったのですが、学校で非常勤講師等々で勤務の経験が一定程度あれば、それを見て出してもいいですよというものが(1)の①で、あと、(1)の②「教科に関する専門分野に関する勤務経験等」ということで、先ほど例えばで申し上げましたけれども、自治体によっては10年程度そういう専門的な職種についていないといけないのだと。そうではなくて、3年程度でもいいですよということでお示しをしたということでございます。

福岡市からの提案ということでございますけれども、1つ目は、(1)の①、②に加えて、③ということで、外国の教員資格を持っていることもある種並列で位置づけてもらいたいという御提案なのかなということでございますが、その点について今の位置づけを少し申し上げますと、この資料をさらに1枚めくっていただきますと、具体的な指針の本体がございます。

本体の5ページ目の第4節で付加的観点ということで、(例)の①ということで、外国の教員資格を保有しているような方についても、今、私が説明申し上げた勤務経験云々というところがこの例示で示している程度ではなくても出してもいいですよということをお示しさせていただいているけれども、そこをもう少し強調してほしいという御提案かなと捉えております。

御提案の2点目の社会的信望云々のための推薦状というところは、同じ5ページの一番上でございますけれども、これは特別免許状の授与するための免許法の法律上、教員としての職務に対する熱意とか識見、社会的信望というものが求められているところで、それを確認するための手法といたしまして、授与候補者が、その方が前に勤務していた学校とか企業等からの推薦状を求めてくれということで、この例示の中では2通としているところ、外国人の方だとなかなかそういうわけにもいかないのと、そこをなくしてほしいという御提案かなと考えております。

少し前置きが長くなってしまいましたけれども、もとの調書のほうにお戻りいただきまして、2ページ、私どもの基本的な考え方でございますが、まずもって、特別免許状の授与につきましては、制度上、都道府県教育委員会の自治事務ということで位置づけられておりまして、どういう方に対してそもそもどういう基準で出すかどうかは都道府県教育委員会が定める。したがって、過去の都道府県教育委員会の中に往々にして少し基準が高か

ったりして、なかなか活用が進まなかったので、今回この通知でこの程度でもいいのですということをお示しした経緯がございますけれども、そういうことになってございます。

したがって、私どもが参考までにということですからこういう事例を出したとしても、例えば今回のケースで言えば、福岡県教育委員会が、うちはそうではなくて、こうではないと出せないのだと言われてしまうとそれまでの話でもあるところでもありますので、私どもも状況は把握していないのですが、福岡市のほうで福岡県とそのあたりについて相談協議等をまだされていないようであれば、まずもってそういうところから御対応いただくのが第一かなと思っております。

その上で、福岡市のほうでいくつか述べられて、先ほど御紹介いたしましたけれども、それぞれの点についてでございますが、まず、外国人の教員資格の保有等についてより重視をしていただけないかということで、基準の一つとして明確に位置づけてはという話でございますが、そこについては私どもの現状の考え方といたしまして、もともとこの特別免許状制度は、社会人の方あるいは外国人の方も当然入りますけれども、そういった免許状を持っていない方について、その方の企業とか社会等でのさまざまな実体験みたいなものを評価して、学校における教員の多様性を確保するために、そういう方を入れていこうという話でございますので、どちらかと言えば、そういう資格も当然重視しますが、加えて社会や企業等での実体験というところもある程度重きを置きたいと思っております。それで、単に教員の資格だけを持っているということでどうかということ、これまでのところは付加的観点ということで、教員の資格等を持っていればなおいいですよというようには申し上げてきたところではございます。

ただ他方で、ここもあくまでも福岡県の教育委員会が最終的には授与権限があるということで、県教委のほうがどのように判断をされるかということではなからうかなと思っておりますのでございまして、このようなまとめ方をさせていただいております。

2点目でございますけれども、熱意と識見を見るための推薦状ということについて、実際には取得困難であるというようなところがございますが、一方で、この制度の中でも現在、推薦状、本人の面接等も行うという形になっておりまして、ただ一方で、面接でその場で人物もある程度見られますけれども、その方がそれ以前に企業あるいは大学等、その前の職でどういう形で勤務されてきたのか。あるいは教員について大学等で学生であったりという可能性もあるのかもしれませんが、そういうところでどういう熱意をお持ちになっていたのかを確認したいがために推薦状というものも求めていくというのはあり得るのではないかと考えております。

ただ、例えば本制度を運用しております東京都は平成26年度は50件ぐらい特別免許状を授与したと聞いております。実は東京都はその前はゼロ件だったそうですが、この基準をある程度踏まえて、今、そういう運用をしていただいている。東京都においても、面接だけではどうしても心配なので、推薦状をいただくということで、この指針の中では2通と書いておるのですけれども、東京都は東京都の判断で、1通はきちんともらいましょうと

いう形で、外国人の方がほとんど、外国語の活用のために本年度、特別免許状も授与したそうですが、やはりいただいている状況であると聞いております。

少々御説明が長くなりましたけれども、以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見ございませんでしょうか。

○原委員 まず、福岡市の提案はこの紙と理解したらよろしいのですか。

○藤原次長 そうです。

○原委員 あまり中身は。

○藤原次長 例えば推薦状は何でとるのが大変なのですか。福岡市の提案者、誰でもいいのですが、何で大変なのですか。

○福岡市 外国人ですので、前に勤務していたところから推薦状をとるのは非常に手間がかかり、かつ困難である。ただ、外国で授業をしていた実績があるですとか、免許を持っていれば、一定の客観的な要件を備えておりますので、推薦状の取得は必要ないとしていただけないかといった御提案でございます。

○藤原次長 推薦状をとれなくて困っている具体的な事例があるのですか。

○福岡市 実は福岡市につきましては請負で外国人英語指導講師を確保しているのですが、こちらの提案については私立の学校のほうから出てきた形になりまして、採用の場で良い外国人がいても、2通の推薦状をとりなさいといったときに、難しいため申請できない例が多いと聞いております。

○阿曾沼委員 勤務経験を客観的に評価するのだから大変ですよ。本当にそこに務めていたかどうかという、その困難さのレベルが私はよく分からなかったのですが。

○八田座長 昔、政策大学院大学に勤めていたとき、外国人の学生が3分の2ぐらいですけれども、大体、お役人とか企業で働いた人たちですが、入学者全員について推薦状をもらいます。問題は、中央アジアの諸国では、推薦の偽造というのが良くあって、それには大変苦労しました。しかし、それ以外では推薦状は基本的には機能しますね。私は役に立つと思います。もちろん英語で書いてもらうのがきついということはあるかもしれませんが。その場合は、母国語で書いてもらえばいいではないですか。こっちで訳せばいい。

○藤原次長 具体的に何が困りなのかをもうちょっときちんと聞かないと、むしろ推薦状のほうがいいのではないかという議論も今みたいにあるので。

○八田座長 言葉の問題があるなら、翻訳をする機関みたいなところをそろえてあげたらいいかもしれませんね。英語で書くのは本当に緊張するらしいのです。では、推薦状のほうはここまでにして。

もう一つは、もう一遍、福岡の要求の一番のポイントは何でしたか。

○山下企画室長 繰り返しになりますけれども、もう一度、通知のこちらを御覧いただければと思います。

今、私どもが特別免許状を出せますよということで例示をしているものが①で学校にお

いて勤務の経験がある。あるいは②の教科に関する専門分野に関する勤務経験等があること。恐らくそれに加えてもう一つ、外国人の方の場合、外国の免許状とかそういう資格を持っていること。

○八田座長 もう入っているではないですか。

○山下企画室長 ということでありますので、そこも運用次第で、あとは実際に免許状を授与する福岡県教育委員会のほうが福岡市の必要性を感じて、そこをどの程度十分に捉えるかという話かなとは思いますが。

○八田座長 概要の中に入れなかったのはどうしてなのですか。

○山下企画室長 結局、もともと特別免許状の制度の一つの狙いとしては、社会人みたいな社会での経験、企業等での経験がある方を積極的に学校教育に入れていくということなので、どうしても職業の体験とか、社会での体験というところがまず第一だろうということで2つ書かせていただいて、これがやはり我々としては少し外しづらい。その上でプラスして、教員免許みたいな資格を持っている方があれば、①、②が少々足りないという場合でも大いに特別免許状を出してもいいのではないかという方向性を出したので、言及はこの中では当時しなかったところがございます。

○鈴木委員 この問題の本質がちょっと分からないのですが、お話を聞く限りはかなり柔軟にいろいろ特別免許状を出せるわけですが、福岡市の問題は、福岡市で柔軟に採用したいと思っているのだけれども、県教委がうまいこと基準を設けてくれないということなのであれば、むしろ市教委でこういう基準を定められるようにするのが一番の解決策で、間口を広げるとか何とかというよりは、そちらの問題のような気がするのが1点です。

○山下企画室長 結局、基準は免許状を授与するための基準ですから、授与権限を有する者が今、都道府県の教育委員会と法律上なっているので、そこはあくまでも福岡県だろう。ただ、一方で、今のお話から踏まえたと、私立学校の先生方のケースで、例えばその中に外国で免許状をとられた方がいて、現に私立学校とかで非常勤講師とかで経験されていらっしゃる方もいるのであれば、例えばそういう2本で出せるのではないかという話をすると、おおむねここで、例示ですけれども、出しているような要件は満たされる気も正直しておるのですが。

○本間委員 当然、福岡市は県教委と話をして拒否された。そこを確認しなければいけないのですけれども、拒否されているからこういうものが出てきたのではないかという憶測ですが。授与権限があるところに許可してくれよと言っているはずで、そうすると、裁量の判断が何なのか確認する必要がある。

○福岡市 おっしゃるとおり、付加的観点ということで書かれていますので、比較的柔軟に運用できる制度にはなっているのですけれども、都道府県のほうで判断するとき、あくまで付加的観点だからという判断をされる例が非常に多いということで、付加的観点を上に引き上げてもらえないか、また、推薦状はやめてくれないかというのが提案という形で考えていただければと思っております。

- 山下企画室長 それは、福岡県はそう言っているということでしょうか。
- 福岡市 そういった例が多い、付加的観点と書かれているので、やはり付加的でしかない。これを通常の観点のほうに引き上げる、また、推薦状は外していただけないか。
- 八田座長 福岡市が言っているのですね。県ではないですね。
- 八代委員 構造改革特区でもそうだったのですが、国の規制より県の規制を外せというニーズがすごく高かったのです。今、文科省は県の自治権だからとおっしゃるのですが、特区においてそれを外すことはできないのですか。
- 片見専門官 今、市町村が特別免許状を出せる特区というものが、構造改革特区の830のほうにございます。
- 八代委員 では、それを使えばいいのですね。
- 片見専門官 それを使えば市町村が事業主体となってやることもできる。
- 八田座長 ということは、構造改革特区で。
- 富屋室長代理 ただ、その特区はほとんど使われていないですね。極めて実例が少ない。
- 片見専門官 結局、授与するとなると、もちろんそういう基準も市町村で決めなければいけないので、そこをしっかりとっていただかなければいけないというのが少しハードルになっているのかもしれない。
- 山下企画室長 恐らくこれまでずっと免許状は都道府県が授与してまいりまして、それでやはり免許法とか、関係法令もかなり難しい部分もあって、恐らく都道府県が授与を行う場合にはずっとその免許法をかなり長く扱ってきた担当者の方が専門的に行っているような現状も確かにあって、そういった体制が市町村のほうで少し取りづらい部分もあり、活用がという側面もあるかもしれません。ただ、制度の枠組みとしては今、片見が申し上げたとおりでございます。
- 八田座長 ということは、そちらをやる場合には構造改革特区に新たに申請するということですね。そして、いろいろな行政的な負担をやるつもりだからお願いしますということですね。
- 八代委員 金の問題はないのですか。そういうことをしたら教員の給与を都道府県は出してくれないとか、そういう問題はないのですか。
- 山下企画室長 教員の給与については、当該市町村が負担します。
- 八代委員 では、問題はないですね。
- 阿曾沼委員 許可を出す組織と、学校の開設者のかかわりで不都合はないのでしょうか。例えば市が許可を出すと県立学校では就業できないとか、市内にある学校から他の市に転勤ができないとか、具体的な運用で色々使いにくいところもあるのではないのでしょうか。
- 鈴木委員 福岡市の2点目の請負契約で日本語教師と英語教師と一緒にできないという話は。
- 山下企画室長 恐らく今度、厚生労働省とかが。
- 鈴木委員 管轄ではないということですね。これは別に文科省の学校教育法とかで縛っ

ているわけではなくて、請負契約の問題なのですか。

○山下企画室長 そちらではないかなと。

○八代委員 さっきと同じで、請負契約だと現場の教員は一切口を出してはいけないのです。派遣にすれば、その問題は全部解決する。本当に請負は使いにくい制度なのですね。

○八田座長 もう一つ伺いますと、もともとの目的は社会人を入れるためだった。その役割は十分果たしているけれども、実際にやってみたら付加的に外国人もこれを使えるということで、その意味でも大変有意義だということがわかった。分かった時点で第4節を第1節のもう一つの項に入れることはある意味でむしろ発展的な改革と言えるのではないですか。実際、中身はそんなに変わらないのでしょうかけれども、強調点が変わるといことなのではないでしょうか。

○山下企画室長 位置づけとして、付加的観点ということで後ろのほうに出ておりますけれども、我々も場合によっては指針の概要の中で、どうしてもやはりこういった経験みたいなところは重視したいところなのですが、加えてこういうものを仮に求めるとしても、一方でこういう資格を別途持っていて専門性の高い方。例えば外国人の方もそうかもしれませんし、博士号取得者みたいな方もいる。そういう方がいる場合にはこういうところをさらにもっと緩めてもいいのだよということをもう少し本文とか概要の中で強調させていただくとか。

○八田座長 一番簡単なのは概要の書きかえですね。「又は」のところにもう一つ「又は」をつけてやればいい。その次は中身の付加的なところを上上げることですけれども、概要の書き方だけでも随分違うのではないですか。

○山下企画室長 全国にどういう形でそういった趣旨を周知したり、強調するかという方法を我々のほうでも。

○八田座長 せっかくいい制度をもっと使いやすい制度にということだと思います。

ほかに意見はございませんか。

どうもありがとうございました。